

鹿児島県薩摩川内市「使用済核燃料税」の更新

鹿児島県薩摩川内市から協議のあった法定外普通税の更新について、本日付けで同意することとしましたのでお知らせいたします。

更新後の薩摩川内市使用済核燃料税の概要は以下のとおりです。

課税団体	鹿児島県薩摩川内市
税目名	使用済核燃料税（法定外普通税）
課税客体	使用済核燃料の貯蔵
課税標準	貯蔵されている使用済核燃料（使用済燃料集合体）の数量 （1原子炉につき157体を超える分）
納税義務者	原子炉設置者
税率	1体当たり27万円
徴収方法	申告納付
収入見込額	（平年度）518百万円
非課税事項	—
徴税費用見込額	—
課税を行う期間	平成31年度から平成35年度までの5年間

- ・平成30年9月18日 薩摩川内市議会にて条例案可決
- ・平成30年9月26日 総務大臣協議
- ・平成30年12月26日 総務大臣同意
- ・平成31年1月5日 条例施行（予定）

担当：自治税務局企画課 西脇係長、安山
TEL03-5253-5658 FAX03-5253-5659